

損害保険金を受け取るとき

損害保険金を受け取った場合、税金がかかるもの、かからないものがあります。

火災保険などの保険金

建物や住宅、家財など資産の損害に対して支払われた損害保険金について、所得税や住民税はかかりません。しかし、棚卸資産 (商品) などに対する保険金で、営業上の収入金額にかわる性質のものについては、所得税や住民税の課税対象になります。

積立型損害保険の満期 (解約) 返戻金には、所得税や住民税が課税されます。

身体の傷害を基因として支払われる損害保険金

原則非課税です。 本人はもとより 傷害や疾病を原因として支払を受ける生命保険の給付金も非課税です。
傷害または疾病を原因として支払を受ける生命保険の給付金も非課税です。

損害賠償金

原則非課税です。ただし自営業者の商品に対して、損害にもとづく賠償金が支払われたようなケースでは、その自営業者の事業所得の計算に、収入金額に算入することになっています。

生命保険金でも非課税とされるもの

余命 6 カ月と診断されたときに保険金が給付されるリビング・ニーズ特約 (生前給付型保険) のついた保険金
や 3 大特定疾病給付保険の生前給付金についても、非課税です。

死亡保険金には課税される！

偶発的な事故により損害保険の死亡保険金がおいた
場合、 この死亡保険金には税金がかかります。
課税される税金は、生命保険金と同様に、保険契約者
被保険者 保険金受取人の関係で 右のように異なり
ます。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人	課税される税金
夫	夫	妻	相続税
夫	子	妻	贈与税
夫	妻	夫	所得税・住民税